

通所介護サービス・日常生活支援総合事業利用料金表

堀川南光風苑(通称 いこい)

H30.4.1～

I 通所介護サービス

単位:円

		3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
基本 料 金	要介護 1	367	385	566	580	654	665
	要介護 2	421	442	669	685	772	786
	要介護 3	477	500	772	791	895	911
	要介護 4	529	556	875	896	1,017	1,035
	要介護 5	584	613	977	1,002	1,140	1,160
*2時間～3時間の利用の場合は、4時間～5時間の7割の料金となります。							
介 護 加 算 ・ 減 算	入浴介助加算	51	入浴介助を行った場合				
	若年性認知症利用者受入加算	61	若年性認知症の利用者を対象に高齢者とはサービス提供単位を区分けして利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合				
	認知症加算	61	看護又は介護職員を常勤で基準以上に2名以上と、時間帯を通じ、認知症介護の専門的な研修を修めた職員を配置し、前3ヵ月間に認知症利用者を全体の20%以上の利用があった場合				
	栄養スクリーニング加算	5	介護職員が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合(6か月に1回)				
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	47	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練指導員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、その後3ヵ月に1回は居宅を訪問し、訓練の説明と内容を見直し、計画的に訓練を実施した場合				
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	57	機能訓練指導員専従の理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、その後3ヵ月に1回は居宅を訪問し、訓練の説明と内容を見直し、それに基づき理学療法士等が訓練を実施した場合				
	ADL維持等加算(Ⅰ)	3 / 月	評価期間に連続して6か月以上利用が20名以上で、評価期間の最初の月に①要介護3～5が15%以上②初回の認定があった月から12か月以内の利用者が15%以下③6か月目にB(日常生活動作を評価する指標)を90%の利用者で測定④上位85%のB利得の合計が0以上である場合				
	ADL維持等加算(Ⅱ)	6 / 月	評価期間終了後もBを測定し報告した場合				
	中重度者ケア体制加算	46	看護又は介護職員を常勤で基準以上に2名以上と、時間帯を通じ、専従の看護職員を配置し、前3ヵ月間に介護度3～5の利用者を全体の30%以上の利用があった場合				
	時間延長サービス加算	51	9時間を超え10時間までの延長サービスを行った場合				
	送迎減算	△ 48	居宅と事業所間の送迎を行わない場合(片道)				
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	介護職員の総数に対して、介護福祉士が50%以上配置されている場合				
	栄養改善加算	152	低栄養状態にある者等に対し、管理栄養士が看護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算(3ヵ月以内に限り月2回)				
	口腔機能向上加算	152	口腔機能の低下している者等に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算(3ヵ月以内に限り月2回)				
介護職処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に5.9%を乗じた額						

II 日常生活支援総合事業通所型 (総合事業は月単位の料金)

		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	
基 本 料 金	要支援 1	1,670	73
	要支援 2	3,424	146
加 算	生活機能向上グループ活動加算	101	利用者生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対し実施した場合に加算 ただし運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各加算を行っていない場合のみ加算
	運動器機能向上加算	228	理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動機能向上に係る個別の計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算
	栄養スクリーニング加算	5	介護職員が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合(6か月に1回)
	栄養改善加算	152	低栄養状態にある者等に対し、管理栄養士が看護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算
	口腔機能向上加算	152	口腔機能の低下している者等に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算
	介護職処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善のための加算 「基本+加算」の料金額に5.9%を乗じた額	

* 上記料金には、富山市の地域単価10.14を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。

* 中山間地加算: 当事業所の通常の実施区域を越えてサービスを提供する場合、所定の利用料に5%が加算されます。

* 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

* 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が高額介護サービス費として支給されます。

介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

☆食 費 (材料費+調理費)

普通食 1食 580円

療養食 1食 630円

☆キャンセル料(当日)

1,000円

*10時以降のキャンセルは食費を負担願います。但し体調不良の場合を除く。

☆その他

ケアプランを伴わない時間延長1時間単位で500円

洗濯代 1回 200円